

○石川県警察の技能指導官に関する要綱の全部改正について

〔 令和4年3月17日人育甲達第52号  
石川県警察本部長から部課署長宛て 〕

- 対号1 平成7年4月27日付け教甲第231号、務甲第459号「石川県警察の技能指導官に関する要綱の制定について（通達）」
- 対号2 平成11年7月16日付け教甲第378号、務甲第714号「石川県警察の技能指導官に関する要綱の一部改正について（通達）」
- 対号3 平成14年6月4日付け務甲達第92号「石川県警察の技能指導員官に関する要綱の一部改正について（通達）」
- 対号4 平成16年12月27日付け務甲達第245号「石川県警察の技能指導官に関する要綱の一部改正について（通達）」
- 対号5 平成18年5月15日付け務甲達第91号「石川県警察の技能指導官に関する要綱の一部改正について（通達）」
- 対号6 平成20年3月6日付け務甲達第35号「石川県警察の技能指導員官に関する要綱の一部改正について（通達）」
- 対号7 平成22年4月30日付け人育甲達第39号「石川県警察の技能指導官に関する要綱の一部改正について（通達）」

今般、別添のとおり石川県警察の技能指導官に関する要綱を全部改正したので、運用上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

## 別添

### 石川県警察の技能指導官に関する要綱

#### 1 目的

この要綱は、実務経験が豊富な石川県警察職員（以下「職員」という。）の警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を活用することにより、職員の専門的技能等の向上に資するため、技能指導官の指定、運用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 技能指導官に充てる職員

技能指導官は、原則として、45歳以上であり、かつ、当該専門的技能等に係る実務経験が15年以上の者であって、石川県警察本部長（以下「本部長」という。）が指定した者をもって充てるものとする。

なお、技能指導官の職務を補うものとして、警務部長指定の技能指導員（以下「技能指導員」という。）を置くことができるものとし、これに関しては、別に定める。

#### 3 技能指導官の行う職務

技能指導官は、命を受け、次に掲げる方法により専門的技能等に関し職員に対する指導を行うものとする。

- (1) 技能指導官又は専門的技能等の指導を受ける者が専門的技能等に係る職務を遂行しながら行われる教養
- (2) 学校教養等の集合教養
- (3) 技能指導員に対する教養
- (4) (1)、(2)及び(3)に掲げるもののほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法

#### 4 技能指導官の推薦

各部の部長は、次に定めるところにより技能指導官審査対象者（以下「対象者」という。）を推薦するものとする。ただし、推薦に当たっては、技能指導員経験者を優先する。

- (1) 専門的技能等に係る業務を担当する所属の長（以下「業務担当課長」という。）は、当該所属の属する部の総務を担当する課長（以下「総務担当課長」という。）に対し、技能指導官に指定することがふさわしいと認められる職員の氏名等を通知するものとする。
- (2) 総務担当課長は、業務担当課長の通知に係る職員について専門的技能等の内容を審査するとともに、人材育成課長と協議して、技能指導官審査対象候補者（以下「候補者」という。）を選考し、その氏名等を主管部長に報告するもの

とする。

- (3) 主管部長は、総務担当課長の報告に係る候補者の中から対象者を選考し、技能指導官審査対象者名簿（別記様式第1号）を作成し、人材育成課を経由して、本部長に推薦するものとする。

## 5 技能指導官の指定

本部長は、主管部長から推薦された対象者について審査の上、適格者を技能指導官に指定するとともに、技能指導官指定・解除通知書（別記様式第2号）により主管部長に通知し、当該職員に対し、指定書（別記様式第3号）を交付するものとする。

## 6 技能指導官の指定解除

- (1) 業務担当課長は、人事異動その他の事由により技能指導官の指定を解除する必要があると認めるときは、総務担当課長に対し、当該職員の氏名等を通知するものとする。
- (2) 総務担当課長は、業務担当課長から通知を受けた職員について検討の上、指定を解除する必要があると認めるときは、主管部長の承認を得て、技能指導官解除名簿（別記様式第4号）により人材育成課を経由して、本部長に指定解除を申請するものとする。
- (3) 本部長は、指定解除の申請のあった職員について、指定を解除することが適当と認めるときは、技能指導官の指定を解除するとともに、5の技能指導官指定・解除通知書により主管部長及び当該職員に通知するものとする。

## 7 技能指導官名簿の作成等

技能指導官を指名又は解除したときは、技能指導官名簿（別記様式第5号）を作成し、その周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

## 8 派遣及び活動手続

- (1) 所属長は技能指導官による指導教養を必要と認めるときは、業務担当課長に派遣申請を行うとともに、人材育成課長へその旨通知する。
- (2) 人材育成課長は業務担当課長と協議し、所属からの派遣要請にかかわらず、技能指導官を計画的に巡回指導させることができる。
- (3) 派遣された技能指導官の活動状況及び業務実績の報告要領については、別に定める。

## 9 その他

- (1) この要綱の実施に関する事務の取りまとめは、人材育成課において処理するものとする。

(2) この要綱で定めるもののほか、要綱の実施のため必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行する。

別記様式第1号（4関係）

第 号  
年 月 日

石川県警察本部長 殿

部 長

技能指導官審査対象者名簿

下記の者を技能指導官として推薦するので、審査願います。

所 属		階級		職名	
氏 名		生年月日		年 月 日生( 歳)	

【専門的技能等に関する事項】

部 門 別		業務担当課	
本人が有する専門的技能等の概要	----- ----- ----- -----		
勤 務 経 歴 等	任命年月日	年 月 日	当該専門的技能等に係る実務経験年数 年
	巡 査 ( 年 月 ~ 年 月)		
	巡査部長 ( 年 月 ~ 年 月)		
警 部 補 ( 年 月 ~ 年 月)			
賞 罰	本部長賞 回、部長内賞 回、所属長賞 回 ----- -----		

【意見欄】

業務担当課長意見	----- -----
部 意 見 (総務担当課で記載)	----- -----
添付資料の有無	有 ・ 無

別記様式第2号（5、6関係）

年 月 日

殿

石川県警察本部長

技能指導官指定・解除通知書

所属、階級、職名、氏名	
専門的技能等の種別	
指定・解除年月日	
解除の場合はその理由	
備 考	

# 指 定 書

<p>(所属)</p> <p>〇〇課</p>	<p>(階級・氏名)</p> <p>〇〇〇 〇〇 〇〇</p>
<p>石川県警察技能指導官(〇〇〇〇〇〇)に指定する</p>	
<p>〇〇〇〇年〇月〇日</p> <p>石川県警察本部長 〇〇 〇〇</p>	

別記様式第4号（6関係）

第 号  
年 月 日

石川県警察本部長 殿

部 長

技能指導官解除名簿

下記の者について技能指導官の指定解除を申請するので、審査願います。

所 属		階 級	
職 名		氏 名	
指定年月日			
指定解除の理由			



